

\\ 第4次 \\
加東市
男女共同参画プラン



すべての人々がその個性や能力を
発揮できるまち加東市



2024 (令和6) 年3月
加東市

はじめに



本格化する人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、社会の多様性と活力を高め経済を発展していくためには、すべての人々がお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指すため、本市では2009（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を、2014（平成26）年には「第2次加東市男女共同参画プラン」を、2019（平成31）年には「第3次加東市男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。この度、第3次加東市男女共同参画プランの計画期間の終了に伴い、引き続き、男女共同参画社会の推進に向けた取組を総合的かつ計画的に行うため、「第4次加東市男女共同参画プラン」を策定しました。本計画では、「政策・方針決定過程への女性の参画」、「男性の家庭生活・地域活動への参画の促進」、「地域生活における男女共同参画の推進」を、重点課題として設定し、性別にかかわらずすべての人々がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現を目指して、総合的かつ効果的に施策を展開していきます。

本計画に基づき、家庭や地域、学校、職場など、あらゆる場において男女共同参画を推進していくため、市民の皆さまや事業者、各種団体、関係機関との協働のもと、各種施策を着実に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました加東市男女共同参画プラン策定委員会の委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

2024（令和6）年3月
加東市長 岩根 正

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
(1) 世界の取組	2
(2) 国の取組	3
(3) 兵庫県の取組.....	4
(4) 加東市の取組.....	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	5
第2章 加東市の男女共同参画に関する現状	6
1. 加東市の男女共同参画の現状	6
(1) 人口の推移	6
(2) 世帯の推移	8
(3) 未婚率の推移.....	8
(4) 就労状況の推移.....	10
(5) 公職での女性の活躍と登用状況.....	13
(6) DV・児童に対する暴力の状況.....	14
(7) 健康支援の状況.....	14
2. 市民アンケートからみた加東市の現状	15
(1) アンケートの実施概要	15
(2) アンケートの主な概要	16
3. 第3次加東市男女共同参画プランの取組	29
第3章 計画の基本的な考え方	44
1. 基本理念	44
2. 基本目標	44
3. 施策体系	46

第4章 計画の内容	48
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり	48
基本課題1 男女共同参画推進のための意識啓発	48
基本課題2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実	51
基本課題3 相談・情報提供の充実	54
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画	55
基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	55
基本課題2 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	57
基本課題3 雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画	59
基本課題4 地域生活における男女共同参画の推進	61
基本課題5 ワーク・ライフ・バランスの推進	63
基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり	64
基本課題1 すべての市民の生涯にわたる健康支援	64
基本課題2 あらゆる暴力の根絶	66
基本課題3 安心して子育てができる環境の整備・充実	69
基本課題4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実	71
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備	74
基本課題1 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化	74
参考資料	76
1. 関連法令	76
男女共同参画社会基本法	76
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	91
2. 加東市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	93
3. 加東市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	94
4. 第4次加東市男女共同参画プラン策定経過	94

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。わが国では、すべての人が互いにその人権を尊重し、性別に関わらず機会の平等を保障するため、また、少子高齢化の急速な進展や人口減少が進む中で社会の多様性と活力を高め、経済を発展していくために、「男女共同参画社会」の形成が社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると位置付けられています。

「男女共同参画社会」の実現をめざし、国においては2000（平成12）年に「男女共同参画社会基本法」に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画が見直され、現在「第5次男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。また、2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を施行し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画^{※1}の策定を義務付けました。

こうした国の流れを踏まえ、本市においても2009（平成21）年に「加東市男女共同参画プラン」を策定して以降、改定を行いながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。そして「第3次加東市男女共同参画プラン」は2023（令和5）年度が目標年度であるため、これまでの取組の評価を行うとともに、国や兵庫県の動向を踏まえ、すべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて「第4次加東市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ効果的に進めるために事業主によって策定される計画のことで、雇用環境の整備や、職業生活と家庭生活の両立に関する取組のさらなる推進、男女を通じた働き方改革への取組、ハラスメントへの対策等に取り組むに当たって、計画期間、数値目標、取組内容及び実施時期を定めるものです。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の取組

世界における男女平等・男女共同参画の取組は、国際連合（以下「国連」という。）を中心に進められてきました。国連は1975（昭和50）年の国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」を採択、当年を「国際婦人年」とし、翌年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を進めてきました。また、1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

近年では、2015（平成27）年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）が加盟国の全会一致で採択されました。2030アジェンダでは持続可能でより良い世界をめざす国際目標として「持続可能な開発目標^{※1}」（以下「SDGs」という。）が掲げられており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsでは、「ジェンダー^{※2}平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{※3}を図る）」が目標のひとつに設定されており、すべてのSDGsを達成するために不可欠なものであるとして、国際的にジェンダー平等を実現する取組が進んでいます。

※1 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

※2 ジェンダー

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別を示す。

※3 エンパワーメント

「力をつけること」を意味する。一人ひとりが社会の一員として自らの意識や知識を高めて、政治的、経済的、社会的に影響を与え、能力が発揮できる力を身につけていくこと。

(2) 国の取組

わが国では1975（昭和50）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、同年開催の「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定し、1985（昭和60）年には、女子差別撤廃条約の批准を契機に、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになりました。

1999（平成11）年には、男女共同参画社会基本法を制定し、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つと位置付け、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組を進めてきました。また、2015（平成27）年には、女性活躍推進法が新たに制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための施策が展開されています。そして2016（平成28）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されたことで、男女共に子育てをしながら働き続けることができる雇用環境整備についても定められるようになりました。

また、2018（平成30）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、議会における男女格差の解消や他の先進国と比べて低い水準である女性の議会への参画が進むことが期待されます。

2020（令和2）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、めざすべき社会として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

以上の4つを提示しています。

(3) 兵庫県の取組

兵庫県では、2001（平成 13）年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定し、2002（平成 14）年には「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」が施行され、男女共同参画社会づくりが総合的かつ計画的に推進されてきました。その後、2003（平成 15）年には「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション 8－」、2006（平成 18）年には「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」、2011（平成 23）年には「新ひょうご男女共同参画プラン 21」、2016（平成 28）年には「ひょうご男女いきいきプラン 2020」が策定されました。

2021（令和 3）年には「ひょうご男女いきいきプラン 2025」が策定され、「女性の活躍と兵庫への定着の推進」「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「互いに支え合う家庭と地域」「安心して生活できる環境の整備」「次世代への継承」の 6 つの重点目標が設定されており、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会の実現をめざしています。

(4) 加東市の取組

2006（平成 18）年 3 月に、社町、滝野町、東条町の合併により「加東市」が誕生し、2008（平成 20）年に策定した「加東市総合計画」では、男女共同参画をまちづくりの基本目標（施策大綱）の中の「多様な絆が織りなす協働のまち」に位置付け、2009（平成 21）年には「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の施策を進めてきました。

2014（平成 26）年には「第 2 次加東市男女共同参画プラン」及び「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現とあらゆる暴力の根絶をめざして取組を行ってきました。

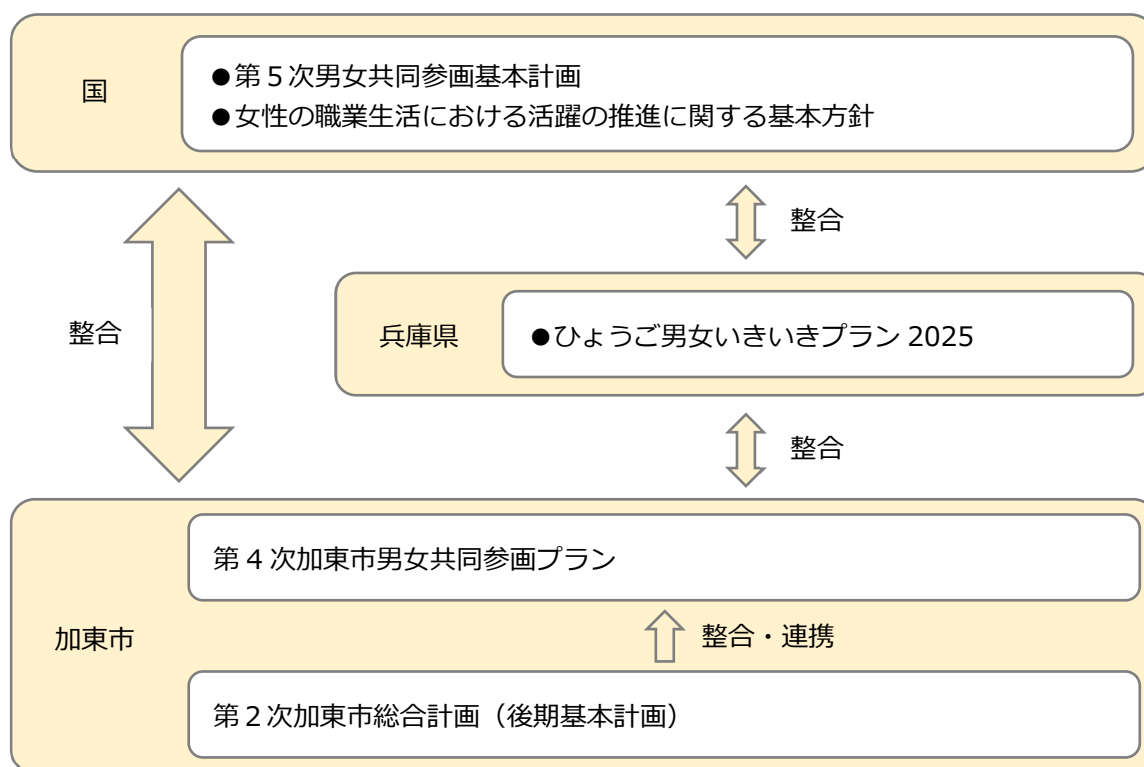
その後、2019（平成 31）年には「第 3 次加東市男女共同参画プラン」を策定し、この「第 3 次加東市男女共同参画プラン」の最終年度が 2023（令和 5）年度となっていることから、2022（令和 4）年 10 月に「加東市男女共同参画市民アンケート」を実施し、その結果と 2023（令和 5）年 4 月に策定した「第 2 次加東市総合計画（後期基本計画）」を踏まえ、本計画を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定による本市の基本計画として策定します。そして、国の「第5次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」等、国や兵庫県の計画を踏まえながら、「第2次加東市総合計画（後期基本計画）」及びそれに関連する部門別計画（加東市人権尊重のまちづくり基本計画、加東市教育振興基本計画、加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画等）と密接に関係をもった、本市の男女共同参画推進の基本的指針となります。

また、本計画のうち、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅱ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

さらに、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市が進むべき方向と取り組むべき課題を示し、そのための方策を明らかにするもので、主体的な市民、事業所、団体等の参画と協働による取組を期待するものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度を初年度として、2028（令和10）年度を目標年度とする5か年の計画です。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。